

議案第三十号

杉並区立産業商工会館の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区立産業商工会館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、
公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

- 一 公の施設の名称
杉並区立産業商工会館
- 二 指定管理者の所在地及び名称
杉並区阿佐谷南三丁目二番十九号
産業商工会館運営協議会
- 三 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

（提案理由）

杉並区立産業商工会館に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、提出するものである。